



令和 7 年 12 月発行

令和 8 年度 保育所（園）・認定こども園・ 小規模保育園 入所（園）のご案内

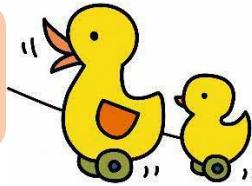


申込受付窓口・問い合わせ

〒739-0692
大竹市小方一丁目11番1号
大竹市役所福祉課児童係

電話 0827-59-2148

目 次



1. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは	P 1
2. 令和8年度クラス年齢早見表	P 1
3. 入所できる要件について	P 1
4. 保育施設の見学について	P 1
5. 支給認定について	P 2
6. 利用申込みから入所までの流れ※2号・3号認定	P 4
7. 大竹市外の保育所等を利用する場合について（広域入所）	P 5
8. 必要書類について	P 6
9. 利用申込時の注意事項について	P 9
10. 利用申込後の注意事項について	P 10
11. 利用決定後の注意事項について	P 10
12. 保育料について（0歳児クラス～2歳児クラスの児童）	P 12
13. 副食費について（3歳児クラス～5歳児クラスの児童）	P 14
14. 保育料、副食費の納付先・納付方法について	P 15
15. 大竹市内の保育施設一覧	P 16
16. 一時預かりについて	P 17
17. 病児・病後児保育について	P 19
18. 入所に関するQ&A	P 20



1. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは

※この案内の保育施設とは、大竹市内の保育所（園）、認定こども園（保育所枠）、小規模保育園のことです。

①保育所

保護者の就労、病気などの理由によりお子さんを家庭で保育ができないとき、保護者にかわって保育を必要とする就学前までの児童を保育する施設

②認定こども園

教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設

③小規模保育園

保護者の就労、病気などの理由によりお子さんを家庭で保育ができないとき、保護者にかわって保育を必要とする児童を保育する小規模施設

2. 令和8年度 クラス年齢 早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

※入所クラスは、令和8年4月1日時点の年齢で編成されます。

※年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢です。

3. 入所できる要件について

保育の必要性があると認定された、大竹市に居住している（住民票がある）児童が対象です。（保育の必要性についてはP3参照）

ただし、申込み時に大竹市に住民票がない場合も、入所日までに転入を予定している場合は申込みを行うことができます。入所が決定した場合で、入所日までに大竹市に住民登録をされない場合、入所が取消しとなりますのでご注意ください。

4. 保育施設の見学について

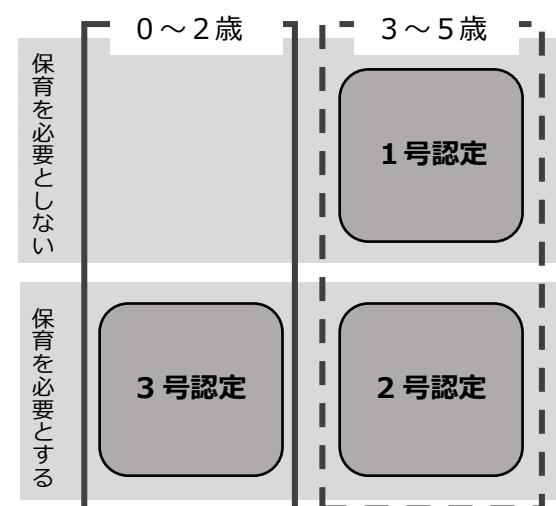
申込みの前に、利用を希望する保育施設の見学をおすすめします。保育理念・方針、行事の有無や実施方法、持ちもの、保育料以外に必要となる費用（制服や教材費等）などは施設によって異なります。事前に見学、確認することでお子様を通わせたい保育施設をより具体的に検討することができます。見学される場合は、保育施設へ直接お問い合わせください。

5. 支給認定について

保育施設を利用するためには、保護者の居住する市町村で支給認定を受ける必要があります。認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由の3つの項目があります。支給認定の申請は、入所の申込みと同時に行うことができます。

(1) 認定区分 児童の年齢と、保育の必要性の有無により3つの区分があります。

区分	該当児童	利用施設
1号認定	満3歳以上の児童 (教育標準時間認定)	幼稚園、 認定こども園(幼稚園枠)
2号認定	満3歳以上の児童で 保育を必要とする (保育認定)	保育所 認定こども園(保育所枠) 小規模保育園等
3号認定	満3歳未満の児童で 保育を必要とする (保育認定)	保育所、 認定こども園(保育所枠) 小規模保育園等



(2) 保育必要量

保護者の就労等の状況に応じて、次の2つの時間区分があります。

区分	利用できる時間(上限)	保護者の状況
保育標準時間	1日11時間	・原則月120時間以上の就労、同居親族の介護等、就学 ・病気・怪我・障害、災害復旧、産前・産後
保育短時間	1日8時間	・原則月48時間以上120時間未満の就労、同居親族の介護等、就学 ・求職活動、育児休業

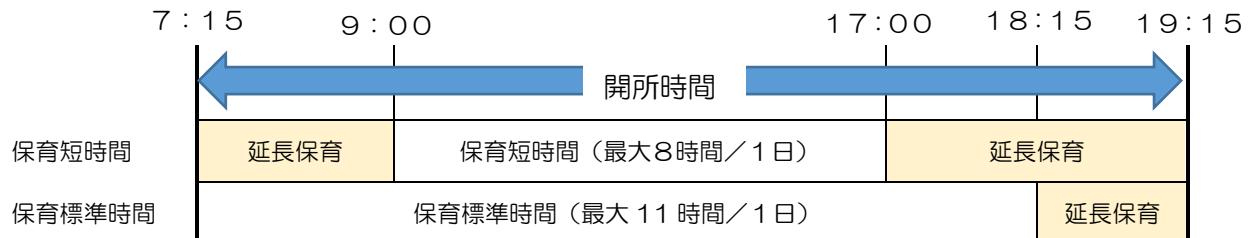
※保護者の就労時間、通勤時間等を考慮して市が決定します。

◆保育短時間・保育標準時間の例◆

開所時間：7時15分～19時15分、

保育標準時間：7時15分～18時15分、保育短時間：9時～17時の場合

※11時間、8時間をどの時間帯にするかは、各保育施設が定めています。



※保育短時間で認定を受けた方が保育短時間を越えて利用する場合、及び保育標準時間で認定を受けた方が保育標準時間を越えて利用する場合は、保育料とは別に延長保育料を負担していただきます。延長保育の実施の有無や延長保育料は施設によって異なりますので、各施設に確認してください。

(3) 保育を必要とする事由について

2号認定または3号認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当する必要があります。

1. 就労：月48時間以上の就労をしていること。

※農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが条件です。

2. 病気・怪我・障害：病気や怪我のため、または精神や身体に障害があること。

3. 介護・看護・付添い：月48時間以上、同居の親族（長期入院などをしている親族を含む。）を常時介護、看護または付添いをしていること。

4. 災害復旧：震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。

5. 求職活動：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

※認定後90日経過後の月末までに月48時間以上の就労を開始することが条件です。

6. 就学：月48時間以上就学または職業訓練などを受けていること（学校教育法に規定された学校、職業訓練校における職業訓練など）。

7. 妊娠・出産：下の子の出産の直前か直後であること。

8. 育児休業：育児休業中で、児童が入所年度の4月1日時点で3歳以上であること。

※育児休業取得開始前に「就労」の事由すでに保育施設を利用している児童は、年齢に関係なく引き続き利用することができます（就労から育児休業への支給認定変更手続きが必要です。）。

9. その他：その他保育が必要な場合

<保育を必要とする事由、保育の必要量及び認定期間>

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定期間
就労	標準時間 短時間 ※就労・通勤時間等により認定	就労証明書で届出を受けた就労の期間まで
病気・怪我・障害	標準時間	主治医の意見書または身体障害者手帳等に記載の期間まで ※主治医の意見書に期間の記載がない場合、原則年度末まで
同居親族の 介護・看護・付添い	標準時間 短時間 ※状況に応じて認定	介護・看護・付添いを継続している期間
災害復旧	標準時間	災害復旧に従事している期間
求職活動	短時間	入所日（入所後に退職等により求職活動に変更となった場合は退職日等の翌月1日）から90日を経過する日の属する月の末日まで
就学	標準時間 短時間 ※授業時間などに応じて認定	卒業（修了）予定日の属する月の末日まで
妊娠・出産	標準時間	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
育児休業	短時間	育児休業終了まで
その他	福祉課児童係へご相談ください	

※保育の必要量が「標準時間」の対象者は、「短時間」を選択することも可能です。

6. 利用申込みから入所までの流れ

● 4月に入所を希望の方

(1) 利用申込み

次の申込期間内に、必要書類（P6参照）をそろえて大竹市役所福祉課児童係に提出してください。（郵送可、締切日必着）

※保育施設及び支所では受け付けません。

※申込締切日を過ぎた場合、次回の利用調整の対象となります。

※必要書類がそろっていない場合や提出書類に不備がある場合、原則受付できません。
期間に余裕を持って提出してください。

※1次申込または2次申込で入所が決定した方は、原則次回以降の申込みはできません。
(転居等やむを得ない事情がある場合はご相談ください。)

《申込期間》（8時30分から17時15分まで）

1次申込期間：令和7年12月1日（月曜日）～令和8年1月9日（金曜日）

2次申込期間：令和8年1月13日（火曜日）～令和8年2月10日（火曜日）

3次申込期間：令和8年2月12日（木曜日）～令和8年3月10日（火曜日）

※土・日曜日、祝日、令和7年12月29日から令和8年1月2日を除く。

2次申込は1次申込、3次申込は2次申込での利用調整後に空きがある保育施設でのみ利用調整を行います。

(2) 利用調整

提出書類を確認し、保育の必要性について審査を行います。入所を希望する児童の数が受入可能な児童の数を超える場合は、ご家庭で保育できない状況などを指數にし、必要性の高い世帯の児童から入所を決定します。

(3) 入所決定

入所の可否について、ご自宅に通知を送付します。

【発送時期】（保育料については、4月上旬頃に別途送付します。）

- 1次申込期間に申し込まれた方…2月中旬
- 2次申込期間に申し込まれた方…3月上旬
- 3次申込期間に申し込まれた方…3月下旬

※1次申込または2次申込で入所できなかった方は、希望施設の変更を検討しているだけ、2次申込または3次申込で再度利用調整を行います。3次申込でも入所できなかった場合は、5月以降、年度内に限り引き続き利用調整を行います。

※入所できなかった場合の保留通知は、一度目の申込時のみ送付します。

(4) 保育施設と面談

入所が決定したら、入所前に保育施設の方と面談をする必要があります。面談日等については、入所決定後、改めてお知らせします。

● 5月以降に入所を希望の方

(1) 利用申込み

利用希望月の前月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、必要書類（P 6 参照）を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。（郵送可、締切日必着）

※保育施設及び支所では受け付けません。

※申込締切日を過ぎた場合、次回の利用調整の対象となります。

※必要書類がそろっていない場合や提出書類に不備がある場合、原則受付できません。

(2) 利用調整

(3) 入所決定

入所の可否について、利用を希望する月の前月 20 日までに市担当者から電話で連絡します。入所が決定した方には、入所決定及び保育料等についての通知を送付します。

入所ができなかった方には、初回のみ「入所保留通知書」を送付します。申込の取り下げをしない限り、翌月以降も、年度内に限り引き続き利用調整を行います。入所希望月の翌月以降は、入所が決定した場合のみ市から電話で連絡します。

※3 月までに入所できなかった場合で翌年度も引き続き入所を希望する場合は、新たに利用申込みが必要です。

(4) 保育施設へ連絡・面談

入所が決定したら、入所前に保育施設の方と面談をする必要があります。入所予定の保育施設に直接電話をして、日程調整をしてください。

保育施設の空き状況について

大竹市の保育施設の空き状況は、毎月下旬ごろに市ホームページに掲載しています（3月及び4月入所を除く。）。空き状況は掲載した時点での状況ですので、「×」（空きなし）となっていても入所できる場合があります。空き状況にかかわらず、「利用希望施設」や「入りたい順番」を検討してください。

7. 大竹市外の保育所等を利用する場合について（広域入所）

里帰り出産または勤務先が近いなどの立地を理由として、大竹市に住民登録のある児童が市外の保育所等の利用を希望することができます。その場合も、申込みは大竹市で行います。市外の保育所等の利用を希望する場合は、事前に希望施設のある市町村に次のことを確認のうえ、必要書類を他市町村の締切日の 1 週間前までを目途に余裕を持って大竹市へご提出ください。

①受け入れが可能であるか（市町村によって、受け入れの条件が異なります。）

②希望施設のある市町村の利用申込締切日

※4 月入所の場合で、第 1 希望が市外の施設、第 2 希望以降が市内の施設の場合、入所決定の時期が異なることなどにより大竹市内の施設への入所の優先度が下がる場合があります。

8. 必要書類について

(1) 持参いただくもの（窓口で申請する場合）

- 入所を希望する児童、保護者、同居の世帯員の個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- 入所を希望する児童の健康保険証の記号番号が分かるもの
- 入所を希望する児童の母子健康手帳
- 申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類
個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか1つ
- 窓口に申請に来る方の身元確認書類
①顔写真付きの場合いずれか1つ
②顔写真なしの場合いずれか2つ（氏名と生年月日または住所の記載があるもの）
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、学生証、身分証明書、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、国税・住民税等の領収書など官公署が発行した書類など
- 「申請保護者」と窓口に申請に来る方が異なる場合、委任されたことが分かる書類
委任状または「申請保護者」本人しか持ちはない書類（個人番号カード、パスポート等）
※住民票の写しは該当しません。

(2) 提出書類

大竹市役所福祉課児童係及び各保育施設で配布しています。

※市ホームページからもダウンロードできます。

1	施設型給付費等支給認定申請書（2号・3号）兼保育利用希望申込書	利用申込児童1人につき1枚提出
2	家庭調書	利用申込児童1人につき1枚提出
3	保育を必要とする事由を確認するための書類	世帯につき1部（保護者それぞれ1枚）提出 (P7参照)
4	その他該当する場合のみ必要な資料	P8「その他該当する場合のみ必要な資料」参照

注 意 事 項

- ・就労証明書等の証明書類は、証明日が申込締切日の前3か月の初日以降のものを用意してください。令和8年4月の1次申込の場合、令和8年1月9日が締め切りのため、令和7年10月1日以降の証明日のものが必要です。（提出前に証明日をご確認ください。）
- ・手元に申請書等の写しが必要な場合、事前にコピーをしてから提出してください。
- ・書類の提出後に確認事項がある場合は、ご連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。
- ・鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。



<保育を必要とする事由を確認するための書類>

保育を必要とする事由		必要書類	その他事項
就労	雇用されている	就労証明書（※様式あり） ※職場で証明を受けてください。 ※申込締切日までに就労証明書の提出が間に合わない場合は、「就労に関する申立書」（※様式あり）。入所日から1か月以内に、就労証明書を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業からの復職の場合、育児休業期間、延長の可否、短時間勤務(取得の場合のみ)等が記載されたもの ・「就労に関する申立書」を提出した場合、提出が遅れる理由によっては利用調整時の優先順位が低くなる場合があります。
	自営業 農業従事者	①就労証明書（自分で記載） ②自営業をしていることが分かる書類の写し（税の申告書、開業届、請負契約書等） ※事業専従者は専従者であることが分かる書類（青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票の写し等）	
病気・怪我・障害		主治医の意見書または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	主治医の意見書の場合、保育ができる旨の記載があるもの
同居親族の 介護・看護・付添い		①介護・看護状況申立書（※様式あり） ②被介護・看護・付添者の証明書類の写し ・身体障害者手帳、介護保険被保険者証、主治医の意見書、診断書など	主治医の意見書、診断書の場合、常時介護、看護、付添いが必要な旨の記載があるもの
災害復旧		罹災証明書	
求職活動		求職活動申立書（※様式あり）	認定期間終了日までに就労証明書が提出されない場合、翌月以降、毎月利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。
就学		①就学状況申立書（※様式あり） ②在学証明書の写し ③時間割、カリキュラムなど	在学期間、1日及び1か月の就学時間が分かる書類が必要
産前・産後		母子健康手帳の写し	表紙と出産予定日記載のページ
育児休業		就労証明書	育児休業期間等が記載されたもの
その他		福祉課児童係へご相談ください	

※各証明書は、証明日が申込締切日の前3か月の初日以降のものを用意してください。

※提出書類の捏造、変造（無断作成・改変）等あった場合は、保育施設を利用できない場合があります。

また、就労証明書の記載内容確認のため、事業所に問い合わせる場合があります。

※申込締切日までに就労証明書等の提出がない場合や、書類に不備がある場合は、利用調整時の優先順位が低くなる場合があります。

<その他該当する場合のみ必要な資料>

対象者の状況	必要書類
郵送で提出する場合	申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類及び身元確認書類の写し
生活保護を受けている	生活保護受給証明書の写し等
利用申込児童または同居の親族が障害を有する	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等 ※手帳の更新があった場合、改めて提出が必要です。
ひとり親家庭である	戸籍謄本の写し（離婚成立日または配偶者の死亡日が記載されているもの）、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しまたは児童扶養手当証書の写しのいずれか1つ ※死別の場合、公募等で確認できる場合は提出不要
離婚調停中で一方の親と別居している	裁判所による呼び出し状または事件係属証明書 ※書類を提出することで、別居中の保護者の保育を必要とする事由を確認するための書類が提出不要となります。
兄弟姉妹が保育施設等に在園（所）している	在園（所）証明書 ※提出することで保育料等が減額されることがあります。 ※認可保育施設・市内の幼稚園に在園している場合は不要
国外での収入がある	源泉徴収票、給与明細書等の収入が分かる書類 4月～8月入所希望：2024年中のもの 9月以降入所希望：2025年中のもの ※在日米軍の軍人・軍属の方はForm W2
申込期日までに大竹市に転入していない	転入に関する申立書（※市の様式あり） ※市が定める様式を使用してください。



9. 利用申込時の注意事項について

(1) 育児休業明けまたは新たに就労開始する場合で利用申込みをする場合

復職日（勤務開始日）の1か月前から利用することができます。申込書の「利用希望期間」の利用開始日は、復職日（勤務開始日）ではなく実際に利用を開始したい日を記入してください。

（例）①7月15日に復職の場合 ⇒6月15日から利用可能

利用開始日には6月15日以降の日付を記入。

※6月入所の場合、申込締切日は前月の5月10日

②7月31日に復職の場合 ⇒6月30日から利用可能（6月は31日がないため）

(2) 育児休業中に新規の利用申込みをする場合（復職日が1か月後より先）

児童が年少クラス（令和8年4月1日時点で3歳）以上の場合は、利用申込みをすることができます。ただし、利用調整時の指数は申込者の中で一番低くなります。

なお、育児休業取得前に「就労」の事由すでに保育施設を利用している児童は、年齢に関係なく引き続き利用することができます（「就労」から「育児休業」への支給認定変更手続きが必要です。）。

(3) 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに関して

厚生労働省は、令和7年4月から保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに、これまで必要だった書類に加えて、保育利用希望申込書（市の受領印不要）が必要になると公表しています。詳細は厚生労働省ホームページをご確認いただくか、ハローワークまたは勤務先へお問い合わせください。

必要な方は、申込み前に必ずご自身で申込書をコピーしてください。

(4) 産前・産後の理由で利用申込みをする場合

出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで利用することができます。

認定期間満了後、退所となります。引き続き保育施設の利用を希望される場合は、新たに利用申込みが必要です。利用調整の結果、継続利用できない場合があります。

なお、「就労」の事由すでに保育施設を利用している児童で「産前・産後」に変更となった場合、期間終了後も「就労」または「育児休業」の事由で引き続き利用することができます。（認定期間終了日までに「産前・産後」から「就労」または「育児休業」への支給認定変更手続きが必要です。）。

（例）8月10日が出産予定日の場合 ⇒6月1日から10月末まで利用可能

※出生日が出産予定日と異なった場合、利用できる期間が変わることがあります。出産後早めに大竹市役所福祉課児童係へご相談ください。

（例）8月10日が出産予定日、出生日が8月1日だった場合

⇒10月末から9月末までに変更

10. 利用申込後の注意事項について

(1) 就労や世帯などの状況に変更が生じた場合

「支給認定変更申請書 兼 内容変更届」に必要書類を添付し、大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

(2) 利用希望日、希望施設、育児休業延長に係る申込、兄弟姉妹同時申込の希望を変更する場合

「保育所等利用申込の希望変更届」を変更希望月の申込締切日までに、大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

(3) 利用申込みを取り下げる場合

早急に電話で大竹市役所福祉課児童係に連絡したうえで、「保育所等利用申込・転所申請・入所取下届」を提出してください。

11. 利用決定後の注意事項について

(1) 保育の利用の解除（退所）

大竹市外へ転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、利用施設または大竹市役所福祉課児童係に「保育所等退所届 兼 支給認定取下届」を提出してください。施設を利用されなくても、提出がなければ保育料等が発生します。

(2) 大竹市外へ転出予定の方

転出する月の末日まで利用が可能です。その後も継続して大竹市内の保育施設の利用を希望する場合は、転出先の市町村で広域利用の申し込みが必要です。早めにご相談ください。

(3) 保育施設の変更（転所）

転所を希望される場合、転所希望月の申込締切日までに「保育所等転所申請書」及び「家庭調書」を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

新規の利用申込者と同じく保育の必要性の高い児童から利用を決定しますので、転所できない場合があります。利用調整後、転所を希望する月の前月 20 日までに、市担当者から転所の可否について電話で連絡します。

○転所が決定した場合

転所決定後は、現在通われている施設には別の児童が入所しますので、必ず転所していくことになります。入所が決定した保育施設に直接電話をして、面談の日程調整をしてください。また、現在通われている施設に退所することを伝えてください。

決定後の取消しはできないため、転所を希望されなくなった場合は早急に大竹市役所福祉課児童係に連絡したうえで「保育所等利用申込・転所申請・入所取下届」を提出してください。

○転所ができなかった場合

取り下げの届け出がない限り、翌月以降も年度内に限り、引き続き利用調整を行います。転所希望月の翌月以降は、転所が決定した場合のみ市担当者から電話で連絡します。

(4) 保育を必要とする事由が「求職活動」の方

求職活動の方の認定期間は、入所日または退職日等の翌月1日から90日を経過する日の属する月の末日までです。認定期間終了後も継続して保育施設の利用を希望する場合は、認定期間終了日までに「就労証明書」とび「支給認定変更申請書」を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。提出されない場合は、翌月以降、毎月利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。

(5) 支給認定の内容等に変更があった場合

支給認定後に就労状況や家族の状況などに変更があった場合は、手続きが必要です。原則、書類提出の翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は速やかに次の必要書類を提出してください。提出先は、利用中の保育施設または大竹市役所福祉課児童係です。保育施設に提出する場合、月末までに市へ届く必要がありますので、時間に余裕を持って提出してください。

内容を確認した結果、支給認定内容に変更が生じた場合は、変更後の事項を記載した通知書（希望される方には「支給認定証」）を送付します。支給認定内容の変更に伴い、保育時間や保育料等に変更が生じる場合があります。

変更内容	必要書類
保育を必要とする事由の変更 (就職、退職（求職活動開始）、疾病等)	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届P7 の必要書類
就労状況の変更 (転職、勤務先・勤務時間の変更等)	<ul style="list-style-type: none">就労証明書支給認定変更申請書 兼 内容変更届 (保育の必要量が変わる場合のみ)
育児休業の取得または終了	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届就労証明書（育児休業期間、短時間勤務（利用する場合のみ）等の記載があるもの）
保護者代表者の変更	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届 <p>※保育料または副食費を市へ納付する方で口座振替により納付していた場合、新たな保護者代表者が改めて口座振替の手続きを行う必要があります。</p>
婚姻、離婚、同居など世帯構成の変更 ※世帯員が増える場合は、個人番号の記入が必要です。大竹市役所福祉課児童係で手続きを行ってください。	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届離婚の場合、戸籍謄本の写し（離婚成立日が記載されているもの）、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しまたは児童扶養手当証書の写しのいずれか1つ世帯員が増える場合、新たに世帯員となる方の個人番号が確認できるもの及び申請に来る保護者の身元確認書類
住所の変更	支給認定変更申請書 兼 内容変更届
身体障害者手帳等の取得、廃止、期間の変更	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届取得、期間変更の場合、身体障害者手帳等の写し
生活保護の受給開始または停止	<ul style="list-style-type: none">支給認定変更申請書 兼 内容変更届開始の場合、生活保護受給証明書の写し等

12. 保育料について（0歳児クラス～2歳児クラスの児童）

児童が保育施設の利用を開始した場合、毎月保育料を納付していただきます。4月分から8月分については4月上旬、9月分から翌年3月分については9月上旬に保護者の方に通知します（年度途中に入所の場合は、入所月の前月）。

※認可保育施設利用の場合、3～5歳児クラスの児童の保育料は無償になります。

※公立・私立、施設の種類で保育料は変わりません。ただし、入所する保育施設によっては、保育料とは別に費用（教材費など）を徴収する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

※保育料は1ヶ月単位です。ただし、月途中で入所・退所した場合は、日割計算となります。

（1）保育料の算定

保育料の金額は、①保育の必要量、②扶養義務者の③市町村民税額（合計額）を基に算定します。

①保育の必要量

「標準時間」または「短時間」によって保育料が異なります。

②扶養義務者

原則、同一生計の父母が保育料算定上の扶養義務者となります。父母の市町村民税額が一定基準を満たさない場合、同居の親族を算定に含む場合があります。

※父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

③市町村民税額

4月分から8月分の保育料は前年度、9月分から翌年3月分の保育料は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

各施設を利用する月	市町村民税該当年度
4月から8月まで	令和7年度市町村民税額 ※令和6年中の収入等に基づくもの
9月から翌年3月まで	令和8年度市町村民税額 ※令和7年中の収入等に基づくもの

※所得の申告（収入なしも含む。）をされていない方（未申告）は、申告手続きをしてください。

※国外での収入を含めて計算を行います。国外での収入等が分かる書類を提出してください。

※未申告等により扶養義務者の市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高額で決定します。申告等により課税状況が変更となった場合、対象月に遡って保育料を算定しなおし、変更がある場合はお知らせします。申告等した場合は、必ず大竹市役所福祉課児童係へご連絡ください。

（2）保育料の軽減

次のいずれかに該当する場合、保育料が軽減される場合があります。該当する世帯で届け出ていない場合は、支給認定等の変更手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ・在宅障害児（者）のいる世帯
- ・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

(3) 保育料の減免

次のいずれかに該当し、保育料を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により保育料が減免される場合があります。該当する場合は、福祉課児童係へご相談ください。

- ・疾病、失業、退職、休業その他本人の意思に反するやむを得ない事情により、扶養義務者の収入が著しく減少したとき
- ・火災、風水害等の災害により、児童が常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき
- ・感染症等により入院、通院治療するために児童が長期欠席したとき
- ・その他特別な事情があると認められるとき

<令和8年度大竹市保育料基準額表>

階層区分		定義	保育料（月額）		0	
			3歳未満児（R5. 4. 2以降生）			
			標準時間	短時間		
A		生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0	
B	1	市町村民税非課税世帯	0	0		
	2	市町村民税均等割課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯)	7,400	7,200		
C	3	38,400円未満	9,100	8,900		
	4	38,400円以上 48,600円未満	10,100	9,900		
	1	48,600円以上 51,000円未満	11,700	11,500		
	2	51,000円 " 55,000円 "	12,700	12,400		
	3	55,000円 " 60,000円 "	14,700	14,400		
	4	60,000円 " 68,000円 "	16,700	16,400		
	5	68,000円 " 78,000円 "	20,800	20,400		
	6	78,000円 " 87,000円 "	24,900	24,400		
	7	87,000円 " 97,000円 "	27,000	26,500		
	8	97,000円 " 105,000円 "	31,100	30,500		
	9	105,000円 " 115,000円 "	33,100	32,500		
	10	115,000円 " 126,000円 "	35,600	34,900		
	11	126,000円 " 135,000円 "	39,400	38,700		
	12	135,000円 " 151,000円 "	41,600	40,800		
	13	151,000円 " 169,000円 "	44,000	43,200		
	14	169,000円 " 255,000円 "	51,400	50,500		
	15	255,000円 " 301,000円 "	54,600	53,600		
	16	301,000円 " 397,000円 "	63,600	62,500		
	17	397,000円以上	66,800	65,600		

◎保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、寄附金控除等)は適用されません。また、政令指定都市では、市民税所得割の税率が6%から8%に変更されました。変更前の税率(6%)で算定します。

◎ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

- ・市町村民税所得割合計額が77,101円未満の場合、B2～B4階層は上記の金額から1,000円減額、C1～C4階層は半額、C5階層は9,000円とします。また、市町村民税所得割合計額が77,101円未満で、生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の子を無料とします。

◎多子世帯

- ・同一世帯の小学校就学前の児童が同時に2人以上保育所等を利用している場合、2人目の子を半額、3人目以降の子を無料とします。
- ・市町村民税所得割合計額が57,700円未満で、生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、B2～C3階層は2人目の子を半額、3人目以降の子を無料とします。

(4) 保育料の確認方法

ア. 市町村民税が給与から天引きされている場合（毎年6月頃に雇用主を通じて通知）

P12 の市町村民税該当年度の『給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』の「④市民税 税額控除前所得割額」に記載の額から「摘要」欄に記載の調整控除額（市）を引いた額（100円未満切捨て）が、保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」です。（政令指定都市の場合は、市民税所得割の税率が異なるため、標準の税率で計算しなおす必要があります。）

令和 年度 紙と所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用)		④市民税 税額控除前所得割額			
所 得	給 与 取 入	主たる給 与 以外の合算 所 得 区 分	総 所 得 ③	課 稅 標 準	市 民 税
	扶 保 金 金 額 (被扶助者)	支 払 金 額 (被扶助者)			税額控除額 ⑤
控 除	その他の所得合計	支 払 金 額 (被扶助者)	所得割額 ⑥	均 等 割 額 ⑦	
	扶 保 金 金 額 (被扶助者)	支 払 金 額 (被扶助者)			
		分離長期譲渡	県 民 税		
		分離長期譲渡	税額控除額 ⑧		
		株式等の譲渡	所得割額 ⑨		
		上場株式等の配当金	均 等 割 額 ⑩		
		先 物 取 引	特別徴収税額 ⑪		
		扶 保 金 金 額 (被扶助者)	控 除 不 足 額 ⑫		
		扶 保 金 金 額 (被扶助者)	既 充 当 額 ⑬		
		扶 保 金 金 額 (被扶助者)	其 他 額 ⑭		
(摘要)		「摘要」欄 調整控除額（市）	④市民税 税額控除前所得割額		
			変 更 月 月		

④市民税 税額控除前所得割額 - 調整控除額（市） = 保育料算定税額（100円未満切捨て）

$$(例) 121,540 円 - 1,500 円 = 120,000 円$$

⇒ 保育料（標準時間）：35,600 円

イ. ア以外の場合

P12 の市町村民税該当年度の『市町村民税・道府県民税税額決定（納稅）通知書』の「税額 市町村民税 総所得」または『所得課税証明書』の「市町村民税 税額控除前所得割額」に記載の額から「市町村民税 調整控除額」を引いた額（100円未満切捨て）が、保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」です。（政令指定都市の場合は、標準の税率で計算しなおす必要があります。）

13. 副食費について（3歳児クラス～5歳児クラスの児童）

幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスの保育料が無償化されます。これまで保育料に含まれていた3歳児クラスから5歳児クラスの副食費（おかず・おやつ代）は無償化の対象とならないため、保護者の方に負担していただきます。

（1）無償化の対象とならない費用について

- ・給食費（主食費・副食費）
- ・延長保育料
- ・保護者会費
- など



（2）副食費の免除

次のいずれかに該当する場合、副食費を免除します。免除の決定は、大竹市が行います。

- ①生活保護世帯、里親、小規模住宅型児童養育事業を行う者
- ②市町村民税所得割合計額が57,700円未満（ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯は77,101円未満）の世帯
- ③同一世帯の小学校就学前の保育所等を利用している児童が3人以上いる場合で、3人目以降の児童

※次のいずれかに該当する場合で届け出ていない場合、副食費が免除される場合がありますので支給認定等の変更手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ・在宅障害児（者）のいる世帯
- ・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

(3) 副食費の減免について

次のいずれかに該当し、副食費を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により副食費が減免される場合があります。該当する場合は、大竹市役所福祉課児童係へご相談ください。

- ・火災、風水害等の災害を受けたとき
- ・その他特別な事情があると認められるとき

14. 保育料、副食費の納付先・納付方法について

(1) 保育料の納付先・納付方法

施設等区分	保育料の額(月額)	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	大竹市が定める額 (保育料基準額表)	大竹市	口座振替または 納付書
私立の保育所		大竹市	口座振替または 納付書
私立の認定こども園、小規模保育事業所等		施設	各施設が 定める方法
大竹市外の公立の保育所、認定こども園等		施設が所在する市 町村	各市町村が 定める方法

(2) 副食費の納付先・納付方法について

施設等区分	副食費の額(月額)	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	4,000 円	大竹市	口座振替または 納付書
私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等	施設が定める額	施設	施設が 定める方法
大竹市外の公立の保育所、認定こども園等	施設が所在する 市町村が定める額	施設が所在する市 町村	各市町村が 定める方法

○納付先が大竹市の方の納付方法

①口座振替

各納期限日に金融機関から引き落とされます。

②納付書による納付

市から送付される納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、大竹市役所または各支所でお納めください。

○納付先が大竹市以外の方の納付方法

各納付先が定める方法により納めていただきます。詳細は、各納付先にご確認ください。

15. 大竹市内の保育委施設一覧

●保育所

保育所名 [所在地]		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 (月～金)	保育標準時間 (保育短時間)	開所時間 (土曜)	保育標準時間 (保育短時間)	延長保育
大竹保育所 [白石一丁目 14 番 15 号]	公立	52-2268	110	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～18:00 (8:30～16:30)	7:30～18:00 (8:30～16:30)	○
玖波保育所 [玖波五丁目 8 番 5 号]	私立	57-7307	45	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:30 (8:30～17:30)	7:30～18:30 (8:30～17:30)	7:30～18:00 (8:30～17:00)	7:30～18:00 (8:30～17:00)	○
知恩保育園 [玖波三丁目 11 番 12 号]	私立	(園直通) 080-9429 -7322 (代表) 57-7322	70	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:00 (8:30～17:00)	7:30～18:30 (8:30～17:00)	7:30～18:00 (8:30～17:00)	7:30～18:00 (8:30～17:00)	○

●認定こども園（2号・3号認定）

認定こども園名 [所在地]		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 (月～金)	保育標準時間 (保育短時間)	開所時間 (土曜)	保育標準時間 (保育短時間)	延長保育
ひまわりさかえこども園 [西栄三丁目 12 番 23 号]	私立	52-2522	150	生後 2 か月 ～5 歳	7:15～19:15 (9:00～17:00)	7:15～18:15 (9:00～17:00)	7:15～19:15	7:15～18:15 (9:00～17:00)	○
フルムーンインターナショナルこども園おおたけ [東栄一丁目 8 番 33 号]	私立	30-9015	103	生後 57 日目 ～5 歳	7:30～19:00 (8:30～16:30)	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～16:30)	○
小方認定こども園 (にじいろこども園内) [小方一丁目 11 番 1 号]	公立	59-3000	165	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:00 (8:30～16:30)	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～18:00	7:30～18:00 (8:30～16:30)	○
大竹中央幼稚園※ [油見一丁目 16-14]	私立	53-1144	32	満 3 歳 ～5 歳	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	—

※認定こども園の認可申請中です。

●小規模保育園

小規模保育園名 [所在地]		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 (月～金)	保育標準時間 (保育短時間)	開所時間 (土曜)	保育標準時間 (保育短時間)	延長保育
こぐま園 (※1) [油見一丁目 15 番 8 号]	私立	93-2647	18	生後 10 か月 ～2 歳	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00 (8:00～17:00)	—

※1 0歳児クラス～2歳児クラスを対象としています。

【延長保育】

延長保育とは、保護者の方が仕事の都合などで保育標準時間または保育短時間の時間内に児童の送迎が困難な場合に、利用時間を超えてお預かりする制度です。保育料とは別に延長保育料が必要となります。施設によって延長保育料等は異なりますので、各施設にご確認ください。

16. 一時預かりについて

保護者が仕事や急病・通院、または冠婚葬祭などで保育が一時的にできないときやリフレッシュのために、児童を保育所・認定こども園に預けることができます。詳細及び申込みについては、一時預かりを実施している保育所・認定こども園に直接お問い合わせください。

※記載内容は令和7年11月時点のものであるため、今後変更となる可能性があります。その場合は、市ホームページ等で変更後の情報を掲載します。

◆大竹保育所◆

住所：大竹市白石一丁目14番15号（☎52-2268）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
8:30～17:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。
8:30～17:00 の間の4時間以内（半日）	3歳未満…1,200円 3歳以上… 900円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。

◆小方認定こども園（にじいろこども園内）◆

住所：大竹市小方一丁目11番1号（☎59-3000）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
8:30～17:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 大竹保育所利用分も含む。
8:30～17:00 の間の4時間以内（半日）	3歳未満…1,200円 3歳以上… 900円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 大竹保育所利用分も含む。

◆玖波保育所◆

住所：大竹市玖波五丁目8番5号（☎57-7307）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:00～18:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月15日以内
土曜日 8:00～15:00		

◆知恩保育園◆

住所：大竹市玖波三丁目11番12号

(☎ 園直通 080-9429-7322 代表 0827-57-7322)

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:30～16:30 の間の4時間以上（一日）	0歳児（満1歳以上） …3,000円 1・2歳児…2,500円 3歳児以上…2,000円 ※給食・おやつ代含む。	『手ぶら登園』利用できます (おむつ・エプロンなどの サブスクサービス 200円/日) 延長保育、応相談 ※ 別途料金がかかります。
月曜日～金曜日 8:30～16:30 の間の4時間以内（半日）	0歳児（満1歳以上） …1,800円 1・2歳児…1,500円 3歳児以上…1,200円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 前日の午前中までにお申込み ください。

◆ひまわりさかえこども園◆

住所：大竹市西栄三丁目12番23号 (☎ 52-2522)

※ 8ヶ月から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 9:00～17:00 の間の 5時間以上（一日）	0歳児… 3,500円 1・2歳児…3,000円 3歳以上… 2,500円 ※給食・おやつ代含む。	【一日】8スタンプ 【半日】5スタンプ のスタンプ制。 1シート80スタンプで次回 利用時の利用料金が1回分無料。
月曜日～金曜日 9:00～17:00 の間の 5時間以内（半日）	0歳児… 2,200円 1・2歳児…1,900円 3歳以上… 1,600円 ※給食・おやつ代含む。	月9日以内で週3日以内。 予約は前日まで。

◆フルムーンインターナショナルこども園おおたけ◆

住所：大竹市東栄一丁目8番33号 (☎ 30-9015)

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:30～16:30	3,000円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内

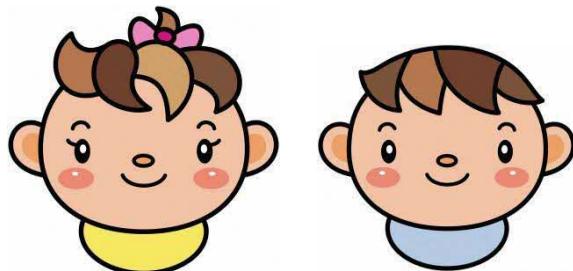
17. 病児・病後児保育について

保護者の勤務の都合などにより、家庭で保育できない生後6カ月から小学6年生までの児童で、保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園、小学校に通えない病児や病後児を保育します。

対象	生後6カ月から小学6年生までの保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園及び小学校に在籍している病気または病気の回復期にある児童や骨折等外傷のある児童
実施施設	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター 病児・病後児保育室（にっしーくんハウス） 住所：大竹市玖波四丁目1番1号 ☎0827-57-7183（内線：2700）
利用料	① 大竹市内に住所を有する児童の場合 1,000円／1日 ② 大竹市外に住所を有する児童の場合 2,000円／1日 ※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯には、利用料免除の制度があります。 (大竹市民のみ)
利用定員	3名程度

病児・病後児保育室の利用にあたっては、事前に登録が必要です。

詳しくは、大竹市役所福祉課児童係（☎0827-59-2148）にお問い合わせください。



18. 入所に関するQ&A

Q 申込みはどこでできますか？

A 大竹市役所福祉課児童係で行っています（郵送可）。各保育施設、支所では受け付けできませんので、ご注意ください。

Q 申込みはいつまでですか？

A 令和8年4月入所の方については、P4の「申込期間」を確認してください。令和8年5月以降の入所については、利用希望月の前月10日までに申込みをしてください（10日が閉庁日の場合は直前の開庁日）。

例：6月中に入所を希望する場合は、5月8日（金）までに申込みをしてください。

Q 大竹市に転入する予定です。申込時点で住所は大竹市外にありますが、申込みはできますか？

A 可能です。申込みをする際は、必要書類と併せて「転入に関する申立書」を提出してください。なお、入所日に大竹市に住民登録がされていないと、入所が決定されている場合であっても、入所が取消しとなりますので、ご注意ください。

Q 現在、求職中ですが、利用することができますか？

A できます。ただし、認定期間は、入所日（入所後に退職等により求職活動に変更となった場合は退職日等の翌月1日）から90日を経過する日の属する月の末日までです。認定期間満了後も継続して保育施設の利用を希望する場合は、認定期間終了日までに「就労証明書」及び「支給認定変更申請書 兼 内容変更届」を提出してください。提出がない場合は、翌月の利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。

Q 利用申込みをしましたが、希望月に入所ができなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか？

A 年度内に限り、不要です。3月までに入所できなかった場合で翌年度も引き続き入所を希望する場合は、新たに利用申込みが必要です。
なお、就労・家庭状況などに変更があった場合は、必ず市へご連絡ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。

Q ならし保育はできますか？

A 現在、大竹市ではならし保育期間の設定はしていませんが、育児休業からの復帰時には復職日の1か月前から利用が可能ですので、この期間をならし保育として利用してください（P9参照）。1か月前から入所される場合も、通常の保育料を負担していただきます。※月途中で入所する場合は、保育料は日割り計算となります。